

西ドイツ・カトリック社会保障改革論と歴史認識

木村周市朗

一 はじめに

第二次大戦後の社会保障制度の国際的規模での普及と展開は、新自由主義の理念のもとに復興する過程でみずからの「援護国家」化を大いにきらった西ドイツをも、実質制度的には、やはり席捲したとみてさしつかえない。とはいえ、西ドイツ建国後間もなく従来の社会保障的諸制度の全面的改革および体系化が国民的課題となったとき、社会保障を制度的支柱としてきたドイツ社会政策の伝統は、全市民の生活保障を基本理念とするアングロ・サクソンの社会保障思想とはかなり独自に異なった社会保障構想を生み出すことになったと思われる。

一九五二年以降西ドイツで本格化した社会保障改革をめぐる「社会改革」論議は、まず、イギリスにおける社会保障思想、とりわけ「ベヴァリッジ計画」（一九四二年）から、一定の無視できない影響をうけ、フラット原則にもとづく全市民への公費負担基礎年金構想などをふくむナショナル・ミニマムの思想と手法とが、批判的に受容された経緯をもつ⁽¹⁾。西ドイツ社会政策学界における近代理論を代表するアヒンガー（H. Achinger）、ヤッケン

西ドイツ・カトリック社会保障改革論と歴史認識

ロート (G. Mackenroth)・SPDのプレラー (L. Preller)・CDUのリューネンドンク (H. Lünendonk) の総勢十九名の専門家が、一九五三年一月にロンドンに赴き、コウバーン (C. Cockburn)・ティーマス (R. M. Timms)・ピーコック (A. T. Peacock)らイギリス社会保障計画の指導者たちと協議している事実は、示唆的であるし、とくにSPDは、間接的にながら「ベヴァリッジ計画」の策定に参加した経歴をもつアウエルバッハ (W. Auerbach)を中心に、「ベヴァリッジ計画」における三前提——完全雇用、総合的な保健・社会復帰の制度、児童手当制——に、問題状況の新鮮さを看取していた。⁽²⁾

しかしもとより西ドイツ社会保障改革論の台頭は、このようなイギリス型社会保障整備の動向のたんなる一方的な受容を意味するものではなく、むしろ「社会保障」の全面展開への批判的視点をさえ内包しつつ、基本的には、ドイツ自前の社会政策の実践と思想との歴史的遺産のうえで展開されたと思われるのであって、一九四六年八月のCDU大衆集会で、アデナウアーはドイツ社会政策の伝統の「誇り」を訴え、「ベヴァリッジ計画」に対して、「そのようなものは、われわれドイツ人はすでに過去三十年来保有している」と演説していた。⁽³⁾

では一九五〇年代以降の新しい社会保障論の台頭は、旧来のドイツ社会政策の伝統に対して、どのような位相連関をもつのであろうか。その連関をめぐる社会政策理論上の問題性、および西ドイツ社会保障改革論に内包されたドイツ社会政策思想史上の諸系譜の存在態様については、すでにわが国でも少数ながら先駆的な接近の試みが行なわれている。⁽⁴⁾ それらの成果のうち、西ドイツ社会保障論ないしゲゼルシャツポリティーク (Gesellschafts-politik) 論に注目をこんでいるドイツ社会政策思想史上の諸系譜にかんしては、「社会学」的社会政策論の流れ、新自由主義 (Neoliberalismus) の経済社会理論⁽⁶⁾、およびカトリック社会政策論の伝統の存在が、注目されている。⁽⁷⁾

以下の小論は、右の諸系譜のなかでとくにカトリック社会政策論の伝統が、一九五七年の年金改革に經過的一成果を見出した戦後西ドイツ社会保障改革論のなかでしめる位置を解明するための予備作業として、ひとまずカトリック社会政策論の現代的状況とその歴史認識との一端をなりとも、模索しようとする試論である。

- (1) この点については、とくに次を参照。H. G. Hockerts, German Post-war Social Policies against the Background of the Beveridge Plan, Some Observations Preparatory to a Comparative Analysis, in: W. J. Mommsen(ed.), The Emergence of the Welfare State in Britain and Germany 1850-1950, London, 1981, pp. 315-339.

- (2) 前掲書 H. G. Hockerts, pp. 322-325 を参照。

- (3) 同書 p. 318 を参照。

- (4) 中村貞二「社会政策の近代理論」、『山口経済学雑誌』、第一三巻第五号、一九六三年二月、同「社会政策の近代理論に対する伝統理論の対応」、同上誌、第一三巻第六号、一九六三年三月、島崎晴哉「西ドイツ社会政策論についての覚書」、『日本労働協会雑誌』、第五八号、一九六四年一月、大陽寺順一「西ドイツ社会保障論の展開」、『一橋論叢』、第五四巻第三号、一九六五年九月、同「西ドイツ社会政策論の岐路」、同上誌、第五九巻第二号、一九六八年二月、同「西ドイツ社会保障論の動向とその背景」、『ビジネス・レビュー』、一九七二年九月、を参照。

- (5) この点、たとえば、山田高生「オットー・フォン・ツヴァイデーネックIIジューデンホルストの社会学的社会政策論」、『成城大学経済学部創立三十周年記念論文集』、一九八〇年、を参照。

- (6) この点、たとえば、大陽寺順一「新自由主義下の社会保障改革」、『講座社会保障』、第二巻、一九六〇年、至誠堂、および、一九五七年の年金改革と新自由主義との思想的連関に關説したものととして、保坂哲哉「一九五七年西ドイツ

西ドイツ・カトリック社会保障改革論と歴史認識

ツ年金改革の思想」、社会保障研究所編『現代の福祉政策』、一九七五年、東京大学出版会、を参照。

- (7) ゲゼルシャフトポリテイク論におけるこれらの思想的諸系譜を先駆的に摘出し、同時にそれらの相互連関の諸相の解明に迫ったものは、前掲大陽寺論文「西ドイツ社会保障論の展開」、である。

二 カトリック社会政策論の現代的状況

一

新しい問題状況がしばしば古い思想を新たな装いのもとに呼びもどすことは、思想上の常識に属するであろうが、むしろキリスト教社会政策とその思想とは、たとえば大河内一男氏の古典的著作『独逸社会政策思想史』(一九三六年)においてもほとんどまったく無視されたにもかかわらず、とくにドイツでは、トマス・アクィナス以来の固有の社会観のうえに、時代をこえて新しい社会経済状態に変幻自在に即応しながら常に自己を主張することによって、ドイツ社会政策のなかで一つの独自の系譜として展開されてきたものである。⁽¹⁾ とりわけカトリックの系譜は、元来神と人間との無限の隔絶と良心の自由すなわち個人の独立とを出发点とするプロテスタント思想とは対照的に、「身体 Körper」とその諸分肢 Glieder という身分的有機体教義⁽²⁾と、カトリック教会に特有の厳然たる聖職階層制とに守られ、政治的には、ドイツにおける特異な、しかし「ライヒ」成立以来ワイマル期まで常に安定勢力を保ちつづけた、カトリック政党たる「中央党 Zentrumspartei」⁽³⁾(およびその後裔たる現在の CDU/CSU)に自己利害を代弁せしめ、さらに、歴代ローマ教皇の社会諸回勅との相互作用をほらみつづおび

ただしく蓄積されてきたカトリック社会経済理論・思想史研究の遺産に裏づけられて、カトリック社会政策思想の強靱かつ豊富な伝統を形成している。最近では、一九七五年以降、「ドイツ連邦カトリック被用者運動連盟」編集による『カトリック社会論原典集』⁽⁴⁾が出版され、また、ドイツ・カトリック陣営における最初の本格的な近代社会政策論者と目されるヴィルヘルム・エマヌエル・フォン・ケッテラー (Wilhelm Emmanuel von Ketteler, 1811-1877, 一八五〇年以降マインツ司教) の没後百年を記念して、「マインツ科学文芸アカデミー」の委託の⁽⁵⁾に、一九七七年以降エルヴィン・イザロー総編集の『ケッテラー全集』(全四部、第一部全五巻、以下未定)の刊行が開始されるなど、CDU政権下であると否とを問わず、カトリック社会政策思想史の系譜に対する西ドイツにおける関心は、不断に更新されつつあるように思われる。

では、西ドイツにおける現代社会政策の問題状況のなかで、カトリックの系譜はどのような理論的思想的役割連関をもっているのだろうか。ここでは、戦後西ドイツ社会保障改革論に対するカトリック社会理論の浸透を、思想と実践の両面で一貫指導した、ヨーゼフ・ヘフナー (Joseph Höfner, 1906-、一九五一年一六二年ミュンスター大学キリスト教社会諸科学教授、その後ミュンスター司教) の主張を、その根本社会論に限定して紹介しておこう。というのは、ヘフナーは、一九五〇年代の連邦政府による社会保障改革計画の中心的位置をしめることになった一九五五年の通称『ローテンフェルス報告書』(Rothenfelsers Denkschrift——連邦首相アデナウアーの私的委嘱にもとづく、アヒンガーら四人の教授による共同報告書)⁽⁶⁾の執筆者の一人として知られ、戦後西ドイツにおけるカトリック社会保障論の代表的理論家とみてさしつかえないと思われるからである。

「社会保障と自己責任——一〇の指導原理」⁽⁷⁾と題して一九五三年に発表されたヘフナーの論説によれば、「あ

らゆる社会政策にとって決定的なものは、その社会政策がそれに従って自己整序するところの社会的秩序観である」が、「この秩序観は人間観によって規定されるから、人格的尊厳と社会的存在性向とにおける人間が、あらゆる社会政策にとっての規範でなければならない。」つまり敗戦と占領後の東西冷戦構造の顕在化のなかで、新西ドイツにあつては「人間観が——したがって社会政策における人格的要素が——危機に陥っている」とみたヘフナーは、以下のような「キリスト教の人間観」にもとづく十箇条の「指導原理」をもって、社会政策の革新を説いたのである。すなわち、——

- 一、「人間それ自身は、自分および自分の家族の生計をたてる第一責任者である。」
- 二、「仕事が専門化し分業化した現代社会においては、経済的自己責任は、なによりも堅実な職業訓練および誠実な職業履行においてこそ、実現される。」
- 三、「経済的自己責任および人間の自由のために、キリスト教社会論は私有財産権を承認する。」
- 四、「人間に社会的安全を与えるべき第一の、最も直接的な諸ゲマインシャフトは、匿名の国家的巨大保険制度ではなくて、家族、近隣、地方自治体、企業などの小生活圏である。」
- 五、「個人も小生活圏もともに対処できないような危険を補償するためには、ゲノッセンシャフト的な自助が第一の、そしてそれが目的を達するばあいには優先すべき、方途である。」
- 六、「国家が社会保障に役立つのは、たいいていのばあい、国家がその市民の個人的責任、家族その他の小生活圏の配慮と用意、並びにゲノッセンシャフト的自助を、承認し展開せしめることをつうじてである。」
- 七、「ある窮状がさまざまな形態の自助によって除去されえないばあいには、国家社会政策はその最優先的使

命を、〈自助のための援助 *Hilfe zur Selbsthilfe*〉に見出さなければならぬであろう。」

八、「現代社会では職業人の大部分が従属的な賃金・俸給関係にあるという事実は、国家がこれらの集団を〈基本的ニーズ *basic needs*〉のリスクから守り、相応の社会諸保険の構成員たらしめる、法的義務を負っていることを、正当化する。」

九、「さまざまなリスクに対して法的に制度化された統一的社会諸保険が存在するばあいには、個人的諸価値がおびやかされないように、とくに綿密周到に注意する必要がある。」

十、「全面的な国家援護は、キリスト教の人間観と一致しない。というのは、前者はあらゆる自治助成 *Subsidiarität* のきつたくの否定として、自己責任を破壊し、人間の自由をおびやかすものであるからである。」

ヘフナーを一代表者とする西ドイツにおけるカトリック社会政策・社会保障論の基本構成は、以上のように、社会構成員の経済的自己責任を基本命題としており、これを補完するものは、なによりもまず家族、近隣、地方自治体、企業などの「小生活圏」ゲマインシャフトであって、それはさらに「ゲノッセンシャフト的自助」によって補充される。そして国家の政策的介入の意味も、第一義的には「ゲノッセンシャフト的自助」の促進にあり、ついで「自助のための援助」にこそ求められるのであって、一面で疾病、失業、災害、老齢などによる「基本的ニーズ」のリスクに対する社会保障制度の法制化義務を承認しつつ、他面では、「全面的な国家援護」は、「人間の自由」と「自己責任」および「個人的諸価値」をおびやかすものとして拒否される。したがって、「自己責任」や「ゲノッセンシャフト的自助」によって十分な生活が確保されているばあいに、国家が「〈社会保障〉

体系の統一化」を理由としてこれらを動搖・解体させることは許されず、統一的な強制社会保険制度も補完的意味しか与えられない⁽¹⁰⁾。

個人から出発して各種「小生活圏」を経て諸ゲノッセンシャフトにいたる、下からの各レベルでの自助の積み上げの重視と、上からの国家社会政策の強権的・画一的介入の排除という、右の基本的フレイムワークの特質は、とくに「自助のための援助」原則に集約的に表現されていると思われる。ヘフナーによれば、「自助のための援助」原則は、現代の活力化政策 Vitalpolitik の要請にこたえるものである⁽¹¹⁾。その他の継続的貨幣配分の承認」を一面的に突出させてきた。確かに年金はもはや職業生活に復帰しえないばかりには不可欠であるが、「いわゆる〈社会復帰 Rehabilitation〉⁽¹²⁾」の可能な人々については、職業再教育などによって生計の自立化がはかられるべきである。「自助のための援助」が意味するものは、社会的再分配ではなく、社会的投資であり、そのような離陸補助が年金に優先されなければならない。「その理由は、たんに社会負担の重さと社会給付の受給者数との危機的増大にあるだけではなく、同時にそれはむしろ「人間自身のために」要請される。人間はかれの「全体性」において、したがって「活力化政策的に」考察されなければならない。以上のようなヘフナーにおける「自助のための援助」原則ないし「離陸補助」優先の視角は、「人間の自由」と「自己責任」および「個人的諸価値」を第一義的に重視する「人間観」に照応し、私有財産権の承認と、「社会主義の幻想」⁽¹³⁾（ソ連の「中央集中制」への厳しい批判とによって、カトリック社会論における基本的イデオロギー性を示すことになる。

(1) ドイツ社会政策とその思想の歴史のなかに、講壇社会主義、社会自由主義、社会民主主義などの諸系譜と並んで、

- キリスト教社会政策思想の系譜を配置したの独自の伝統の存在をされた認識やその文献は少なくない。前面たよるべきを参照。K. Pribram, Die Wandlungen des Begriffs der Sozialpolitik, in: Festgabe für Lujo Brentano zum 80. Geburtstag, hrsg. von M. J. Bonn u. M. Palyi, Bd. 2: Die Wirtschaftswissenschaft nach dem Kriege, München u. Leipzig 1925, S. 223-267; H. Grebing, Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, Ein Überblick, München 1966; K. E. Born, Staat und Sozialpolitik seit Bismarcks Sturz, Ein Beitrag zur Geschichte der innenpolitischen Entwicklung des Deutschen Reiches 1890-1914, Wiesbaden 1957 (藤田武宏訳『シュタインの後継の国家と社会政策』一九七三年、法政大学出版局)。
- (2) C. Grünberg u. H. Grossmann, Christlicher und religiöser Sozialismus, in: dies., Anarchismus, Bolschewismus, Sozialismus, Aufsätze aus dem „Wörterbuch der Volkswirtschaft“, hrsg. von C. Pozzoli, Frankfurt a. M. 1971, S. 94-142, S. 95.
- (3) 「中央集」の歴史を整理するに「だ」を参考。K. Baehem, Vorgeschichte, Geschichte und Politik der deutschen Zentrumspartei, Zugleich ein Beitrag zur Geschichte der katholischen Bewegung, sowie zur allgemeinen Geschichte des neueren und neuesten Deutschland 1815-1914, 9Bde., Köln 1927-1932, Neudruck, Aalen 1967-1968.
- (4) Texte zur katholischen Soziallehre, hrsg. vom Bundesverband der Katholischen Arbeitnehmer-Bewegung (KAB) Deutschlands, Bd. 1: Die sozialen Rundschreiben der Päpste und andere kirchliche Dokumente, mit einer Einführung von O. v. Nell-Brenning SJ, Kevelaer 1975, 4. erweiterte Aufl., 1977, Bd. 2: Dokumente zur Geschichte des Verhältnisses von Kirche und Arbeiterschaft am Beispiel der KAB, bearbeitet von W. Klein, H. Ludwig u. K.-J. Rivinius, 2 Lieferungen, 1976, Bd. 3: Dokumentierung des Ketteler-

図ア・イ・ミ・ナ・トリミッタ社会政策改革論の歴史認識

jahres 1977, 1978.

- (5) W. E. v. Ketteler, Sämtliche Werke und Briefe, Im Auftrag der Akademie der Wissenschaften und der Literatur Mainz, hrsg. von Erwin Iserloh, Abt. I: Schriften, Aufsätze und Reden, 5 Bde., Abt. II: Briefwechsel und öffentliche Erklärungen, Abt. III: Hirtenbriefe und Ausschreiben, Abt. IV: Predigten, Mainz 1977-.
- (6) Neuordnung der sozialen Leistungen, Denkschrift auf Anregung des Herrn Bundeskanzlers erstatet von den Professoren Hans Achinger, Joseph Höffner, Hans Muthesius, Ludwig Neundörfer, Köln 1955.
- (7) J. Höffner, Soziale Sicherheit und Eigenverantwortung — zehn Leitsätze (1953), in: ders., Gesellschaftspolitik aus christlicher Weltverantwortung, Reden und Aufsätze, hrsg. von W. Schreiber u. W. Dreier, Münster 1966 [Abk.: Gesellschaftspolitik], S. 307-313.
- (8) Ebenda, S. 307.
- (9) Ebenda, S. 307-313.
- (10) Vgl. ebenda, S. 310-312.
- (11) Ebenda, S. 310.
- (12) 社会保障論における「Rehabilitation」という用語と概念とが、一九五〇年代にイギリスから西ドイツへ移植されたことについては、前掲 H. G. Hockerts, p. 322 を参照。
- (13) J. Höffner, a. a. O., S. 313.

しかしここでまず問われるべきことは、右にみたヘフナーの社会保障論の理論構成を貫く基本原理であり、換言すれば、「社会保障と自己責任」との緊張の調整の所在であろう。この点にかんして、ヘフナーの諸論著を展望しよう。

この「社会保障と自己責任との緊張の健全な調整」⁽¹⁾を果たすべき「カギ」を、ヘフナーは内的社会構成原理ないし社会秩序原理たる「連帯性原理 Solidaritätsprinzip」と「補助性ないし自治助成原理 Subsidiaritätsprinzip」⁽²⁾に見出す。まず「連帯性 Solidarität」とは、「互いに保証しあう相互的結合 Verbundenheit および責任 Verantwortlichkeit」⁽²⁾を意味する。これは「人間の人格性と社会性とに同時に付帯する」ものであり、「連帯性原理」は、「一方では存在的・相互的な個人と社会との結合（連帯関与 Gemeinverstrickung）にもとづき、他方ではこの存在行動から生じる道徳的責任（連帯責任 Gemeinhaltung）を意味している。したがってこの原理は存在論的 ontischであると同時に倫理的 ethisch でもある」⁽³⁾。次に「補助性 Subsidiarität」という言葉は、本来ラテン語の「援軍、予備隊」を意味する subsidium に由来しているが、これが社会に適用されて、「相対的に大きな社会構成体が個人ないしは小生活圏に対してとる補足的で援助的な措置」の意味が付与されるにいたった。「そのさい〈相対的に大きな社会構成体〉は、通常、国家または特定目的のために組織された諸機関をさしている」⁽⁴⁾。ヘフナーによれば、「補助性原理」に根拠を与えるものは、まず「人間の自由と尊厳」であり、さらに、「大型の社会構成体によってでは有意義に充足されえないような課題と権利とを所有する小生活圏の構造と特性」⁽⁵⁾に求められ、この根拠から、「補助性原理は小生活圏の諸権利を保護する」ものとして位置づけられる。

しかもこれら二つの原理はたんなる内的社会秩序原理にとどまるものではなく、社会保障体系の編成原理とし

でも適用され、保険 *Versicherung*、援護 *Versorgung*、扶助 *Fürsorge* は「連帯性」原理のもとに統括され、自助および、「個人や小生活圏のため」の「上から下へ」の「補助的・補完的介入」は、「補助性ないし自治助成」原理によって説明されるのである。⁽⁶⁾ 本来カトリック社会理論における「連帯性」概念は、今世紀はじめにイエズス会士ハインリヒ・ベッシェ (Heinrich Pesch, 1854-1926) によって体系化された社会形成概念であり、また、同じく「補助性の原理」の用語は、ローマ教皇ピウス十一世の一九三一年の回勅 *Quadragesimo anno* にその直接の典拠を求めたものであつて、⁽⁸⁾ この両概念が戦後西ドイツのカトリック社会保障改革論のなかで活性化されたと思われるが、同時に、「連帯性」と「補助性」とに集約される社会思想ないし社会哲学は、たとえば社会主義思想史などの系譜とは別箇に、カトリック社会論の歴史をさかのぼって抽出されうるであろう。その一端の確認はあとにまわし、ここでは次に、両概念が活性化されるにいたった西ドイツの事情の一面面を示唆するものとして、社会構造の「変化」に対する現代カトリック社会政策論の問題視角を、ヘフナーにしたがって整理しておくことが適当と思われる。

(1) J. Höfner, *Grundfragen der Sozialreform* (1956), in: *Gesellschaftspolitik*, S. 290-302 [Abk.: *Grundfragen*], S. 294.

(2) Ebinda, S. 294; J. Höfner, *Sozialethische Grundsätze zur Subsidiarität im deutschen Gesundheitswesen der Gegenwart* (1959), in: *Gesellschaftspolitik*, S. 376-388 [Abk.: *Grundsätze*], S. 376.

(3) J. Höfner, *Christliche Gesellschaftslehre*, Kewelaeer 1962 (1. Aufl.) [Abk.: *Gesellschaftslehre*], S. 40 (モゼン・エーデルマン監修、坂本康実訳『ヘフナー社会・経済倫理』、一九六七年、同文館、第三版、一九七〇年、二

八一―二九ページ。ただしこの訳書は、一九六五年の原著第四版を底本としているため、右の初版原本にはない加筆部分が散見される。なお、本稿の文脈上、訳語の一部を統一する。

- (4) Ebenda, S. 48 (前掲訳書「三九ページ」)。
- (5) Ebenda, S. 49 (前掲訳書「四一ページ」); J. Höfner, Grundfragen, S. 297.
- (6) J. Höfner, Grundfragen, S. 294ff.; ders., Grundsätze, S. 376ff.
- (7) Vgl. z. B. H. Lechtape, Der christliche Solidarismus, Nach Heinrich Pesch S. J., 2. u. 3., verbesserte Aufl., Freiburg i. B. 1922; G. Gundlach, Solidaritätsprinzip, in: Staatslexikon der Görres-Gesellschaft, 6. Aufl., Freiburg [Abk.: StL], Bd. 7, 1962, Sp. 119-122.
- (8) Vgl. Quadragesimo anno (Pius XI. 1931), in: Texte zur katholischen Soziallehre, Bd. 1, a. a. O., S. 91-152, S. 121 (テオドール・ゲッペルト編『基督教と社会再建——レオ十三世・ピオ十一世回勅——』一九四八年、エンゲルレ書店、第三版、一九五四年、一五〇―一五一ページ)。

三

カトリック陣営における西ドイツ社会保障改革論の指導者として「社会政策からゲゼルシャフトspolitik⁽¹⁾への転換の必要性和必然性を説くヘフナーは、十九世紀以来のドイツの社会政策の諸形態を、労働者の存在態様に照応させながら三つの時代に区分し、そのことによって「古い型の社会政策からゲゼルシャフトspolitik⁽²⁾への移行」状況を浮きぼりにしようとする。すなわち、第一期は、十九世紀前半の「受難のプロレタリア化 Verproletarisierung の時代」、第二期は、十九世紀後半から今世紀はじめにいたる「階級闘争的連帯の時代」、

そして第三期は、ほぼ第一次大戦以降の「被用者層の統合の開始の時代」である。⁽³⁾第一期の労働者の存在形態は、低賃金、長時間労働、婦人・児童労働によって特徴づけられ、「プロレタリアート」と呼ばれはじめた雑多な社会諸階層であり、社会政策としては、労働者保護立法の初期形態を生み出しつつも「工業化」以前からの基調たる「慈善の原則」が温存された。第二期は、みずから「第四身分」としての一つの「階級 Klasse」と自覚した労働者階級の連帯時代であり、これに対応して、ビスマルクの社会保険立法に集約される一連の国家社会政策が登場した。

しかし第三期にいたって、「被用者」を大勢とする労働者の「宿命と生活感情」とは大きく変化し、「上昇する実質賃金と社会保障制度の拡大とは国民のすべての階層の経済状態をかなり引き上げてきた。」⁽⁴⁾つまりすべての生活領域にわたって労働者階級の「統合 Integration」化がおしすすめられつつあり、そのために、「少数者たる社会的弱者のための〈負担の均等化 Härtenausgleich〉という伝統的な社会政策は、変化した状況にもはや照応しなくなっている。」⁽⁵⁾今世紀初頭以来の徐々たる人口の高齢化の進展と給与所得者数の不断の増大とは、制度的社会保障を不可欠ならしめていると同時に、「今日のドイツの社会構造からみれば、給与所得者をもっぱら單純に経済的弱者とみなすことはもはや許されない」のであり、むしろ「独立自営中産階級の一定層、とりわけ小農」などは「経済的弱者」になっている。⁽⁷⁾したがって「たんに被用者層だけでなく社会全体を視野におさめた」ゲゼルシャフツポリティークが、「社会的構造政策 soziale Strukturpolitik」⁽⁸⁾として要請される。こうして社会政策は、「進歩した産業国家において国民のほとんど全階層を包含してきた」⁽⁹⁾のだが、その根本原因は、経済社会のみならず「現代人の存在様式と生活形態——とりわけ労働・職業・家族生活——をも根本から変化させた」

ところの「産業主義」⁽¹⁰⁾に求められる。

一九五〇年代ないし六〇年代のヘフナーにおける、以上のような西ドイツ社会構造の変動認識は、その帰結として、次のような社会政策観を生み出すことになる。すなわち、「社会政策を〈社会問題〉から説明しようとする、今日までくり返し行なわれてきた試みは、十九世紀においては理解しえたかもしれないとしても、進歩した産業社会の状況にはもはやあてはまらなくなっている。したがって、社会政策をパウペリスムや労働者問題や階級闘争やで説明したり、あるいは、社会政策に旧秩序保存のための道徳的鎮静剤ないし道具を見出したりすることは、もはや古くさくなったといわなければならない」⁽¹¹⁾のである。そこでヘフナーによれば、「既存の社会秩序がその構造において変化したり、または新しい秩序によって置きかえられたりしなければならぬばあい」には、社会政策は「ゲゼルシャフツポリティク」、⁽¹²⁾「社会的構造政策」、あるいは「本源的意味における〈社会改革 Sozialreform〉」⁽¹³⁾、とさう形状をとる。

しかもそのばあい、「被用者の生活の不確実さ、二度のインフレーション、二度の世界大戦、失業という妖怪を伴った恐慌、自営業者の一定層の経済的不安定」は、確かに社会保障制度の不断の拡張を根拠づけるが、「(社会保障)の意味における諸方策もまた、それ自体だけでは、現代の社会政策的諸問題を解決することはできない」⁽¹⁴⁾。ヘフナーにとつて「社会保障制度の改革の主要課題」は、「行政の簡素化」とか「行政の手法」とかにあるのでは決してなくて、「社会保障と自己責任との緊張の健全な調整」にこそ存在するのである。その意味において、既述のように「連帯性」と「補助性」との二大原理が、カトリック社会保障改革論における核心的役割を演じることになる。そしてこの二つの原理が、もはやたんなるカトリックの専有物であるのではなくて、前掲の

『ローテンフェルス報告書』において援用された。戦後西ドイツの社会保障改革論の一角に深く浸透している点にこそ、カトリック社会政策思想の伝統系譜の現代的状況を看取すべきであらうと思われる。

- (1) J. Höffner, Von der Sozialpolitik zur Gesellschaftspolitik (1961), in: Gesellschaftspolitik, S. 303-306 [Abk.: Von der Sozialpolitik].
- (2) Ebenda, S. 305.
- (3) Vgl. J. Höffner, Die Entwicklungen im Schicksal und Lebensgefühl der Arbeiterschaft und der Wandel der sozialpolitischen Leitbilder (1959), in: Gesellschaftspolitik, S. 273-289 [Abk.: Entwicklungen]; ders., Grundfragen, insb. S. 290f.
- (4) J. Höffner, Entwicklungen, S. 274; ders., Grundfragen, S. 291.
- (5) J. Höffner, Von der Sozialpolitik, S. 305.
- (6) J. Höffner, Entwicklungen, S. 286.
- (7) Vgl. J. Höffner, Grundfragen, S. 291f.
- (8) J. Höffner, Entwicklungen, S. 286.
- (9) J. Höffner, Von der Sozialpolitik, S. 304.
- (10) Ebenda, S. 304.
- (11) J. Höffner, Sozialpolitik, in: StL, Bd. 7, 1962, Sp. 347-360, Sp. 348.
- (12) J. Höffner, Entwicklungen, S. 273.
- (13) J. Höffner, Grundfragen, S. 293.
- (14) J. Höffner, Sozialpolitik, a. a. O., Sp. 349.

- (15) Vgl. z. B. J. Höfner, Die Handwerkerversorgung im Hinblick auf die berufsständische Eigenart des Handwerks, in: ders., Gesellschaftspolitik, S. 335-375, S. 352 Anm. 57; H. Achinger, Soziale Sicherheit, in: StL, Bd. 7, Sp. 262-269, Sp. 267. 邦語文献としては「前掲太陽寺論文のほか」¹とくに一九五七年の年金改革にいたる西ドイツ社会保障改革をめぐる論議と政治的経緯²およびそのなかでの『ローテンフェルス報告書』の位置³が、H. G. Hockerts, Sozialpolitische Entscheidungen im Nachkriegsdeutschland, Alliierte und deutsche Sozialversicherungspolitik 1945 bis 1957, Stuttgart 1980 の紹介論文、戸原四郎「西ドイツにおける社会保障整備の一齣——一九五七年年金改革への道——」、『社会科学研究』第三二巻第五号、一九八一年三月、を参照。

三 カトリック社会政策論と歴史認識

一

戦後西ドイツ社会保障改革問題を舞台として台頭したゲゼルシャフトspolitikにおいては、以上のヘフナーの議論に代表されるカトリック社会秩序論が、一つの社会政策理論的分析装置を提供したとみられるのである。そのばあいのカトリック社会保障改革論の基調は、既述のように社会構造の変動認識にもとづく「社会的構造政策」の提唱にあり、「社会保障と自己責任との緊張の健全な調整」を核心的課題とするものである。このような現代カトリック社会政策論における基礎視角のあり方は、戦後西ドイツの経済社会思想情況全般にかかわる次のような二つの基本問題の伏在を示唆するものではあるまいか。すなわち、第一に、「社会保障と自己責任

との緊張の調整」というカトリック社会政策論の問題関心は、戦後西ドイツ経済政策の基調として周知の、「社会的市場経済 die Soziale Marktwirtschaft」論に体现された新自由主義 Neoliberalismus の経済観と、どのような思想的連関にたつものであるのか、第二に、カトリック社会理論を内包しつつ台頭したゲゼルシャフツポリテイク論における「社会構造政策」論的認識は、現代西ドイツ歴史学界において一つの有力な地位をしめている、W・コンツェ以来のいわゆる「社会史」ないし、「構造史」的接近方法⁽¹⁾と、一定のバラレルな関係をもつものであるのか、これらの二点である。このような巨大な複数テーマを、問題限定的な本小論でいきなり取り扱うことはもとより不可能であるから、以下では、右の第一点にかんしてはヘフナーにおける新自由主義観の一瞥にとどめ、第二の問題への接近の端緒の模索に力点をおきたい。

ヘフナーは一九五九年一月のエッセンでのカトリック企業家連盟地方会議で、「新自由主義とキリスト教社会論」⁽²⁾と題する講演を行なっている。そのなかでヘフナーはまず、いわゆる新自由主義が、とくにドイツでは「オルドー自由主義 Ordoliberalismus」として、一九四八年以降西ドイツの経済政策に不断に影響をおよぼしてきたこと、エアハルトの「社会的市場経済」に表現されたこの新自由主義の経済観と、カトリック社会論との関係については、一方でW・レプケのような「指導的新自由主義者たち」による積極的肯定評価と、O・フォン・ネルブプロイニクやH・シュミットらにみられるカトリック陣営での否定ないし新自由主義批判とが、並存していること、以上の二点を確認する。次に、アダム・スミスにおける「見えない手」の議論を典型とする「古い自由主義」と、一九二九―三二年の世界恐慌を「生誕時」とする新自由主義とを対比し、前者から後者への「明白な進歩」を認める⁽⁴⁾。しかしヘフナーによれば、新自由主義における自由競争作動のための理論的諸前提⁽⁵⁾

はすべて非實現的であつて、過去十年間の現実の「社会的市場經濟」は「新自由主義の經濟プログラム」から乖離しており、むしろそれにもかかわらずこの經濟を「社会的市場經濟」と呼んできたことの方が「当然のこと」なのである。⁽⁶⁾ 本来ヘフナーにとつて、「キリスト教經濟倫理にもとづく經濟秩序は、一方で私有財産権と自己責任とに依拠し、他方で社会的に實現されなければならない」から、「個人の自由と自己責任」のためには「經濟的社会的秩序」が不可欠なのであつて、「經濟は一つの栽培過程であり、決して自動装置ではない。⁽⁷⁾」經濟の社会的「秩序原理」とは「公共福祉 Gemeinwohl」であり、それは「持続的經濟成長の確保」と「大量失業の回避」とを課題とする。これらの課題は「經濟の實際目的」を構成するが、それは「たんなる市場の自動性によつては實現されえない。」したがつて「強力な国家」が、「經濟の指導原理」としての「公共福祉」にそつて、經濟を「秩序」する必要がある、それによつてはじめて「自由競争」が「秩序形成手段」として有効に作動するであろう。⁽⁸⁾ その意味で、たとえば新自由主義の論理的に前提たる、「市場同調的 marktkonform」国家介入のみの許容とは対立して、「公共福祉は、經濟への非市場同調的介入を要求しうるし、将来も要求するであろう。⁽⁹⁾」

以上のようにヘフナーは、新自由主義の理論と、「今日までたびたび經濟過程への非市場同調的介入を行なつてきた」⁽¹⁰⁾ 現実の「社会的市場經濟」とを区別し、後者を「公共福祉」概念からとらえて評価しようとしている。このような両者の区別が妥当であるかどうかは再吟味を要するが、ヘフナーにおける「公共福祉」概念は、世界恐慌のさなかに出されたピウス十一世の前掲回勅に典拠を求めており、その回勅では、「自由競争」は「經濟の指導原理たりえない」こと、「公益」ないし「社会的正義」の實現のために強力な国家介入が要請されることが明記されているから、本来競争市場の實質的確保を究極課題とする新自由主義を、ヘフナーは「古い自由主義」

に近づけすぎたとも考えられよう。しかしヘフナー自身も指摘しているとおりに、新自由主義は自由市場経済を、「自生植物」ではなく国家による「栽培植物」とみなすとすれば、ヘフナーおよびピウス十一世の「公益」原理は、国家介入の程度に問題を残しながらも、新自由主義の思想と政策課題とを容易に内に含みこみうるであろう。したがって、新自由主義に対するカトリック社会論の側の評価の分岐点は、前者の本質を競争市場の確保にみるか、それとも国家介入によるその「栽培」にみるか、に存していると思われるが、カトリック社会論は基本的には、「自己責任」と「公益」原理というみずからの根本原則において、新自由主義との接続通路を内蔵していると考えられよう。

既述のように、「自己責任」と「公益」、あるいは「連帯性」と「補助性」という諸原理は、カトリック社会論において個人と社会および国家との関係をめぐるライトモチーフをなしている。⁽¹³⁾ このようなカトリック社会秩序論の根本諸原理は、一九五〇年代のCDU政権下での社会保障改革論議のなかで、新自由主義における自己責任と自助との優先思想と半ばリンクしあい、そのことによって、保険原理の徹底と援護国家批判とを理念とする一九五七年の年金改革の思想的基盤を構成したと考えられる。⁽¹⁴⁾ われわれは次に、現代カトリック社会政策論における歴史認識を問うことによって、前述の第一の基礎的問題領域の模索に進もう。

(1) 当初から国際的ひろがりをもって使用されてきた「社会史」概念は、使用主体の側で国別、時代別、個人別に、そこに多様な意味を担わせることによって、常に拡散化しうるが(その一例として、「社会史」を特集した『思想』、第六六三号、一九七九年九月、を参照)、戦後西ドイツについては、たとえばハンス・ローゼンベルクが挙げてい
 se Otto Brunner (1898-), Werner Conze (1910-), Wolfram Fischer (1928-), Jürgen Kocka (1941-),

Reinhart Koselleck (1923-), Hans-Ulrich Wehler (1931-) たゞ (H. Rosenberg, Probleme der deutschen Sozialgeschichte, Frankfurt a. M. 1969, S. 141f. 大野英二・川本和良・大月誠訳『ドイツ社会史の諸問題』一九七八年、未来社、一六八ページ。訳注三二も参照) の認識方法がとりあえず想定されよう。しかしこれについても、少くとも、戦後間もなくのコンツェ以来の Sozialgeschichte ないし「構造史」的方法と、社会経済史的手法によつて歴史理論形成をめざすマウラーら新世代の Gesellschaftsgeschichte ならし「全体史」とは、区別されなければならぬ(この点は、多数の西ドイツ「社会史」関係邦語文献中とくに、山本秀行「西独における近代社会史研究の動向——『Geschichte und Gesellschaft. Zeitschrift für Historische Sozialwissenschaft』の創刊をめぐる——」、『史学雑誌』、第八六編第四号、一九七七年四月、を参照)。本小論では、ゲゼルシャツツポリティック論と台頭期の重なりあう前者が、後述のような特定視角から部分的に取りあげられるにとどまる。

- (2) J. Höffner, Neoliberalismus und christliche Soziallehre, in: Gesellschaftspolitik, S. 37-44 [Abk.: Neoliberalismus].
- (3) Vgl. ebenda, S. 37.
- (4) Vgl. ebenda, S. 38-41.
- (5) この諸前提とは、ノブナーによれば、全市場参加者の経済理性的行動、国家介入の市場同調整、私有財産権にもとづく経済的決定・責任、経済の需給変動への弾力性、などである (ebenda, S. 41f.)。
- (6) Vgl. ebenda, S. 42f.
- (7) Ebenda, S. 43.
- (8) Vgl. ebenda, S. 44.
- (9) Ebenda, S. 43.

西ドイツ・カトリック社会保障改革論と歴史認識

西ドイツ・カトリック社会保障改革論と歴史認識

- (10) Ebenda, S. 42.
- (11) Vgl. *Quadragesimo anno*, a. a. O., S. 124f. (前掲訳書「一五五—一五七ページ」)
- (12) Vgl. J. Höfner, *Neoliberalismus*, S. 41.
- (13) この点、西ドイツのカトリック社会論をヘフナーと並んで代表した故ニコラス・モンツェル (Nikolaus Monzel, 1906-1960, シュンヘン大学キリスト教社会論・一般宗教社会学教授) の、次の著作も参照。ちなみに後述のフランク・ヨーゼフ・シュテツマンは、モンツェルの弟子のひとりである。N. Monzel, *Solidarität und Selbstverantwortung, Beiträge zur christlichen Soziallehre*, München 1959.
- (14) 一九五七年の年金改革については、前掲大陽寺論文「新自由主義下の社会保障改革」、前掲保坂、戸原両論文を参照。なお、一九六〇年代以降の西ドイツ社会保障の制度的サーヴェイとしては、下和田功「社会的市場経済における西ドイツ社会保障の動向」、『山口経済学雑誌』、第二八巻第五・六合併号、一九七八年七月、およびドイツ連邦共和国労働・社会省編、保坂哲哉他訳『ドイツ連邦共和国の社会保障制度』、一九七八年、光生館、を参照。

二

ドイツ社会政策とその思想の歴史を構成する独自の一系譜としてのカトリック社会改革運動史は、ドイツ近代社会の生成・展開とともに十九世紀初頭以来、それぞれの時代に代表的な思想家・実践家によって担われ形成されている。しかしそれら個別代表者たちをカトリック社会運動の歴史のなかに位置づけようとすれば、時代区分をふくめて近代ドイツ社会経済史への一定の判断を不可欠のものにするであろう。そしてそのような一種の歴史認識の問題は、現代資本主義社会の段階および状況の把握様式と並んで、たとえば十九世紀前半ドイツの「社会

問題」のとらえ方にも影をおとすことになるのではあるまいか。

まずヘフナーの歴史理解にしたがえば、既述のように、ドイツの十九世紀前半は「重苦しい」、「受難のプロレタリア化の時代」であった。すなわち、「産業時代の労働者にかつて（プロレタリアート Proletariat）」という名称があてはまったことがあるとしたら、それは前世紀の前半である。⁽¹⁾ではヘフナーにとって、「プロレタリアートの実存形態はどのようなものであったのか。ヘフナーは、マルクスの『資本論』における「いわゆる本源的蓄積」（第一部第四章、とくに第一節）からの引用に基づいて、「しかしながら、封建制の破砕にプロレタリアートの発生の唯一の原因をみようとするのは、一面的であろう。封建時代にも安全に守られていない広範な社会層たる乞食 die Bettler が確かに存在し、かれらは多くの都市で人口の七—一〇パーセントをしめていた」のであり、「産業時代の初期には、乞食は——しばしば警察権力によって——工場に運び込まれた」とみる。したがってヘフナーにとっては、かつて（一九三二年）シュルツェーゲーヴァニツ（Gerhard von Schulze-Gävernitz, 1864-1943）が「工場が困窮の原因だったのではなく、困窮が工場の前提であった。マルクスが共産党宣言で言明しているように労働者が貧窮者になったのではなく、貧窮者が工場労働者になったのだ」と述べたのも、——工業化による独立手工業者の無産化を考えれば「一面的」ではあるけれども——理由のないわけではなかったことになる。⁽²⁾そこで要するに、ヘフナーによれば、ドイツにおける「プロレタリアートの起源」は、封建制の解体による農村過剩人口、旧封建制下以来の都市の乞食、工業化に伴って没落した手工業者を中心とする旧独立自営業者、さらに、医療・衛生の進歩を一因とする人口増大による、新世代の「プロレタリア大衆」、などの雑多な社会諸階層に求められる。そして「プロレタリア化の本質」は、たんなる経済的窮乏化にあるのではなくて、むしろ社会、職業、

宗教、経済の諸領域におけるさまざまの「分解 Desintegration」にこそ、存在するとみるのである。⁽⁶⁾

以上のようなヘフナーの、十九世紀前半ドイツにおける「プロレタリア化」認識は、「プロレタリア」の起源を、社会構造の変動に伴う一種の過渡期における雑多な社会諸階層に求め、その本質を生活領域全般にわたる「分解」動向に見出す点に特徴をもつが、このような見方は、ヘフナーに固有のものとはいえない。たとえば現在西ドイツの最も代表的なカトリック社会改革思想史研究者のひとりと思われる、フランツ・ヨーゼフ・シュテグマン (Franz Joseph Stegmann, 1930-) のばあいを瞥見してみよう。ヘフナーより一世代若いシュテグマンの研究方法の特質は、「共同決定 Mitbestimmung」を中心とする現代西ドイツ労使関係諸問題に対するカトリック社会理論からの接近を、思想的に果たそうとする点にあり、前掲の『カトリック社会論原典集』第一巻の「序論」(無署名)におけるカトリック社会政策思想史・労働運動史の概観も、かれの諸研究に多くを依存している。十九世紀前半ドイツの「社会問題」に対するシュテグマンの認識は、次のようなものである。すなわち、——「十九世紀の社会問題は、もっぱら工業化の結果だったわけでは決まらなかった……。ドイツの多くの地方では、逆に世紀前半においては、困窮と悲惨とは、まさに発達した工業経済がほとんど完全に欠けていたためにこそ、絶望的なスケールに達したのである。……さしあたっては、急速に増大する労働力の過剰に対して、新しい仕事の供給は不十分なものであった。……ドイツでは世紀半ばにいたるまで、一つの社会問題が存在したが、それはまさに工業経済の欠如によって確かに引きおこされたものではなかったけれども、なお尖锐化されたのであり、工業化の側がその原因であったわけでは決まらなかった。だからそれは、労働者問題というよりもむしろ失業者問題であった。〈工場が困窮の原因だったのではなく、困窮が工場的前提であった〉〔シュルツェ

ゲーヴァニツ——引用者」であり、劣悪な報酬しか伴わないわずかな工場労働の可能性さえもが、まったく安楽と進歩である、と感じられた。⁽⁴⁾そこで、「パウペリスムス Pauperismus」は、三月前期 Vormärz の構造的失業の結果としての社会的窮乏化がそのように名づけられて、巨大なうたい文句となつた。⁽⁵⁾

右にみられるとおり、十九世紀前半ないし中葉までのドイツの「社会問題」に対するヘフナーとシュテグマンとの認識は、当時の貧民の工場への吸引が警察権力によつたのか貧民自身の自発的意思によつたのか、という点でくいちがいがい、シュルツェからの同一引用箇所への姿勢に無視できない差異をふくんでいる。しかしいつそう基本的には、「プロレタリア化」ないし「パウペリスムス」の発生原因を工業化そのものではなく、むしろ工業化のおくれに求めること、したがって当時社会問題化され呼びならわされていた「プロレタリアート」あるいは「パウペリスムス」の実体を、生活諸領域における「分解」動向なり「構造的失業」なりに求めることはあつても、決して本来の工場賃金労働者問題にはみないことにおいて、両者の認識は符合していると思われる。そしてこのような見解が、カトリックの社会史観に独自のものでは決してないことが、注目されなければなるまい。別稿⁽⁶⁾で若干の展望を試みたように、たとえば W・アーベル、A・ミュシヒガンク、F・W・ヘニク、A・グラードン、H・ヴィンケル⁽⁷⁾など、ほぼ一九六〇年代以降の西ドイツにおける経済史、経済思想史、社会政策史・思想史の研究諸文献における十九世紀前半ドイツの「社会問題」の理解の仕方は、「パウペリスムス」の発生理由を工業化とは切り離し、「工業化以前の事情」なり「工業の欠如」なりに求める点で、大きな差異のないことが認められるであろう。この見方は、換言すれば、十九世紀半ばを境として、それ以前の「パウペリスムス」の問題と、それ以後の本来の「労働者問題」とを、本質的に区別することを意味する。

西ドイツ・カトリック社会保障改革論と歴史認識

- (1) J. Höfner, Die deutschen Katholiken und die soziale Frage im 19. Jahrhundert, in: Gesellschaftspolitik, S. 159-182 [Abk.: Soziale Frage], S. 161.
- (2) Vgl. ebenda, S. 161f.
- (3) Vgl. ebenda, S. 162ff.
- (4) F. J. Stegmann, Der soziale Katholizismus und die Mitbestimmung in Deutschland, Vom Beginn der Industrialisierung bis zum Jahre 1933. Paderborn 1974. S. 16ff.
- (5) Ebenda, S. 19.
- (6) H. Winkel, Die deutsche Nationalökonomie im 19. Jahrhundert, Darmstadt 1977 の附録『成城大学経済研究』第六七号「一九七九年九月」を参照。
- (7) Vgl. W. Abel, Agrarkrisen und Agrarkonjunktur, Eine Geschichte der Land- und Ernährungswirtschaft Mitteleuropas seit dem hohen Mittelalter, 2. Aufl., Hamburg-Berlin 1966, S. 241 (寺尾誠記『農業恐慌と景気循環——中世中期以来の中欧農業及び人口扶養経済の歴史——』一九七二年、未来社、三〇三頁)；A. Müsiggang, Die soziale Frage in der historischen Schule der deutschen Nationalökonomie, Tübingen 1968, S. 58f.；F.-W. Henning, Die Industrialisierung in Deutschland 1800 bis 1914, Paderborn 1973, S. 105f.；A. Gladen, Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland, Eine Analyse ihrer Bedingungen, Formen, Zielsetzungen und Auswirkungen, Wiesbaden 1974, S. 4；H. Winkel, a. a. O., S. 159f.

III

西ドイツ社会保障改革論およびゲゼルシャフトspolitikの台頭期に重なる一九五〇年代半ばに、W・ロ

ンツェが、「このパウペリスムスは、ドイツにおいては低賃金を伴った若い工業の結果というよりも、むしろはるかに、増大する過剰人口に直面して工業の受容能力があまりにも小さかったことの結果であった」と指摘し、同じくC・ヤントケが、十八世紀後半以降の人口増加による労働力過剰のもとで、「ドイツは「十九」世紀半ば以降にはじまる、本来の工業的拡大の時代にいたるまでは、増大する「パウペリスムス」の危機的な過渡的狀態に陥っていた」と述べて以来、このような見解は西ドイツの歴史関連学界の多数意見を形成しつつ、一九七〇年には「社会問題」の発生理由にそくして「解放危機 Emanzipationskrise の〈社会問題〉」と「工業化危機 Industrialisierungskrise の〈社会問題〉」とを明示的に区別したE・パンコーケの定式化を生み出している。すでに別の機会に概観したように、コンツェらの問題視角は、十九世紀中葉までのドイツの「社会問題」すなわち「パウペリスムス」問題を、基本的には「解放危機」、すなわち「身分制社会」から近代「産業社会」への社会的変動を内容とする世界史的「過渡期 Übergangsperiode」の社会構造的危機の問題ととらえるものであり、とくにドイツにおいては、旧秩序の存立を根底でささえていた旧来の「Pöbel」が、いったん「解放」されながら、「工業の欠如」によって結局、新旧いずれの社会にも所属しえない下層民すなわち「Proletariat」として、都市と農村とに広範に滞留したことを、「危機」の実体とみるのである。しかもこのような見解は、歴史的には、シュルツェーグーヴァニツの多分に誇張をふくむと思われる上掲の論点を内包しつつ、たとえばパウル・モムベルト (Paul Mombert, 1876-1938) の文献史的研究(一九二一年)における一成果であったし、ドイツの「パウペリスムス」の原因を工業化以前の諸事情と工業の不足とに求めたブルーノ・ヒルデブランド (Bruno Hildebrand, 1812-1878) のエンゲルス批判にまでさかのぼることができるのであって、『農地制度論』のあとの最晩年のフリ

ードリッヒ・リスト (Friedrich List, 1789-1846) もまた、「工場が貧民を生み出しているのではなく、貧民が工場を生み出している」と述べていることは、リストの経済思想体系における「労働者問題」の厳密な位置づけをわれわれに迫ることもなるのではあるまいか。

以上のように、十九世紀前半ドイツの「社会問題」に対する、現代西ドイツの歴史関連学界における有力な見解は、ヒルデブランド以来のドイツ講壇の歴史認識の伝統の温存を示唆しつつ、身分社会から近代社会への社会的変動を、社会構造的に把握しようとする点に特徴をもっている。ここにいたってわれわれは、ヘフナーおよびシュテグマンに代表される西ドイツにおける現代カトリック社会政策論における歴史認識と、コンツェ以来の「社会史」的接近方法との関連について、若干の見当づけを試みる事が許されないであろうか。

既述のように十九世紀ドイツの「社会問題」を、発生原因によって二つに区分する支配的見解は、前世紀の問題を取り扱いながら、その背後に、現代社会状況への分析視角を伏在させていると思われる。たとえば、コンツェらと基礎的認識方法を共有しつつドイツの「工業化」を論じたW・フィッシャーは、一九六六年の論説で、十九世紀から現代にいたる「社会問題」を次の三つに分類している。すなわち、(一)十九世紀中葉までの「パウペリスムス」、(二)それ以降第一次大戦までの「労働者問題」ないしいわゆる「社会問題」、(三)世界恐慌を頂点とし今日まで継続している、「全社会秩序gesamtgesellschaftliche Ordnung」の問題である。(8)この三時代区分は、パノコーケにおける、(一)「解放危機の〈社会問題〉」、(二)「工業化危機の〈社会問題〉」、(三)「社会問題の構造問題 Strukturfrage への一般化」の三分類に照応する。しかしここで注目されるのは、両者の時代区分が、上述のヘフナーにおける三時代区分に符合している点だけではなく、むしろさらにフィッシャーとパノコーケとに

る現代社会状況への分析視角が、それぞれ「全社会秩序」問題なり、「構造問題」なりの表現をとることによって、ヘフナーの社会政策論における核心的位置をしめる「社会的構造政策」の問題意識と、深いところで一定の親和関係にあることが推定される点である。

あるいは逆に、ヘフナーに代表される現代カトリック社会政策論と、フィッシャーおよびパンコーケにみられるコンツェ以来の「社会史」分析の問題視角とは、現代社会の構造的変動認識を基本的には共有するものであり、それゆえにこそ両者は、同様の三時代区分によって、十九世紀前半ドイツの「社会問題」への関心を、現代に一種相类似的な全社会構造変動問題への関心として、共有しているのではあるまいか。この点、たとえば一八五九年にエンゲルスによって、「(文化史)の領域での美文的な落穂ひろい屋」⁽¹⁰⁾と揶揄されたヴィルヘルム・ハインリヒ・リール (Wilhelm Heinrich Riehl, 1823-1897) をはじめとして、ロレンツ・フォン・シュタイン (Lorenz von Stein, 1815-1890)、『ロベーター・フォン・モール (Robert von Mohl, 1799-1875)』が、十九世紀中葉にドイツの「社会問題」の所在を社会的・社会的に分析した人々として、ゲゼルシャフトポリティーク論と、コンツェらの「社会史」陣営との双方から、強い関心をもたれ再評価されようとしていることは、⁽¹¹⁾看過されてはなるまい。ヘフナーのばあいには、既述のように、第三期たる現代は「被用者の統合の開始の時代」であり、逆に、あるいはそれゆえにこそ、第一期たる十九世紀前半社会における生活諸領域全般の「分解」動向が注目されたと思われる。

現代カトリック社会政策論と「社会史」的分析視角とが共有する現代社会構造変動認識が存在するとすれば、それは、右の三時代区分も示唆するとおり、「階級闘争の時代」あるいは、いわゆる「労働者問題」の時代は、

西ドイツ・カトリック社会保障改革論と歴史認識

終わった、との認識であり、それに代わって「全社会秩序」問題ないしは全国民の「統合」問題が登場した、との認識であろう。そしてドイツにおける伝統的社会保障論に対する一種の近代理論として提起されたマッケンロート、アヒンガーらのゲゼルシャフツポリティーク論が、まさに同様の現代社会構造の変動認識に立っていたとすれば、⁽¹²⁾そのかぎりにおいて、フィッシャーやパンコーケの歴史認識は、現代カトリック社会保障論を内包しつつ台頭したゲゼルシャフツポリティーク論の広範な潮流と、交叉しあうことにならう。この点、たとえば故マッケンローはキール大学の社会学の教授であったし、パンコーケもエッセン総合制大学の同じく社会学の教授であることは、示唆的に思われる。

- (1) W. Conze, Vom „Pöbel“ zum „Proletariat“, Sozialgeschichtliche Voraussetzungen für den Sozialismus in Deutschland (1954), in: Moderne deutsche Sozialgeschichte, hrsg. von H.-U. Wehler, Köln-Berlin 1966, S. 113.
- (2) C. Jantke, Der vierte Stand, Die gestaltenden Kräfte der deutschen Arbeiterbewegung im XIX. Jahrhundert, Freiburg 1955, S. 41.
- (3) E. Pankoke, Sociale Bewegung - Sociale Frage - Sociale politik, Grundfragen der deutschen „Socialwissenschaft“ im 19. Jahrhundert, Stuttgart 1970, S. 52ff.
- (4) 拙稿「ハンヌーの〈プロレタリア〉観——「Einbürgerung der Proletars“ をめぐって——」、『成城大学経済研究』第七一号、一九八〇年一〇月、を参照。
- (5) Vgl. P. Mombert, Aus der Literatur über die soziale Frage und über die Arbeiterbewegung in Deutschland in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts, in: Archiv für die Geschichte des Sozialismus und der Arbei-

tehbewegung, hrsg. von C. Grünberg, Jahrg. 9, Leipzig 1921, S. 169-236, insb. S. 222.

- (9) Vgl. B. Hildebrand, Die Nationalökonomie der Gegenwart und Zukunft, Bd. 1, Frankfurt a. M. 1848, S. 224 ff.; auch ders., in: Sammlung sozialwissenschaftlicher Meister (Hrsg. von H. Waentig), Bd. 22, Jena 1922, S. 182 ff. ルネサンス時代の現代西ヨーロッパの高度文明の一瞥としての考察 前掲拙著を参照。

- (7) [F. List,] An König Wilhelm I. von Württemberg, Bittschrift der württembergischen Fabrikbesitzer um Erhöhung des Eingangszolls auf Leinen-, Wollen- und Baumwollengarn, in: F. List, Schriften, Reden, Briefe, Bd. 9 (hrsg. von A. Sommer u. W. v. Sonntag), Berlin 1935, S. 109-115, S. 110.

- (8) W. Fischer, Soziale Spannungen in den Frühstadien der Industrialisierung (1966), in: ders., Wirtschaft und Gesellschaft im Zeitalter der Industrialisierung, Aufsätze-Studien-Vorträge, Göttingen 1972, S. 224-241, S. 229.

- (9) E. Pankoke, a. a. O., S. 57.

- (10) フリードリッヒ・エンゲルス「カール・マルクス『経済学批判』」(『ダス・フォルク』、一八五九年八月六日付、第一四号)、「大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス・エンゲルス全集』」大月書店、第一三巻、一九六四年、四七二ページ。

- (11) ゲゼルシャフトspolitik論におけるリール復興の局面については、前掲太陽寺論文「西ドイツ社会保障論の展開」および前掲山田論文を、また、リールの思想については、島崎晴哉「W・H・リールの階級観および社会政策観について」、『経済学論纂』、第二号、一九六〇年九月、および寺田光雄「ドイツ三月革命期の思想的考察——W・H・リールの社会像——」、『歴史学研究』、第四一七号、一九七五年二月、を参照。コンツェルの「社会史」陣営ではリールはつとに共有財産化されていると思われる(vgl. z. B. Moderne deutsche Sozialgeschichte,

西ドイツ・カトリック社会保障改革論と歴史認識

西ドイツ・カトリック社会保障改革論と歴史認識

a. a. O. ; Staat und Gesellschaft im deutschen Vormärz 1815-1848, hrsg. von W. Conze, Stuttgart 1962)°。

Vgl. auch E. Pankoke, a. a. O. ; D. Blasius u. E. Pankoke, Lorenz von Stein, Geschichts- und gesellschaftswissenschaftliche Perspektiven, Darmstadt 1977.

(12) 既掲の大陽寺諸論文、中村諸論文を参照。

四

では、ゲゼルシャフツポリティーク論と「社会史」研究領域とにまたがる、以上のような戦後西ドイツにおける広範な社会構造論的問題視角から、われわれはなにを撰取すべきであろうか。わが国におけるドイツ社会経済史研究分野では、コンツェ以来の問題視角の受容動向は顕著であり、すでにたんなる紹介作業をこえて、たとえ「考察方法として、最近の西ドイツの社会史の問題意識と成果をできるだけ吸収するように努めるとともに、⁽¹⁾そこで使用されている概念や術語をできるだけ積極的に使用していきたい」、⁽²⁾という主張もあらわれている。しかしわが国の社会政策学界においては、ゲゼルシャフツポリティーク論への関心の生成したが、前掲のごく少数の試みを例外的事例としてむしろ今、緒についたばかりであり、しかも西ドイツにおけるゲゼルシャフツポリティーク論と「社会史」研究動向との内的関連を問う視角は稀薄であると思われる。

わが国のドイツ社会経済史研究と社会政策研究における右のような問題関心のアンバランスについては、他に言われるべきことも多いであろうが、いっそう基本的には、戦後西ドイツにおける社会構造論的問題視角じたに包蔵された上述のような歴史認識が、現代資本主義分析の基礎視角に連動して、批判的に検討されなす必

要があるであろう。西ドイツのゲゼルシャフツポリティーク論に対しては、つとに、それが「基本的な資本制生産関係を完全に視野から脱落させ、資本制社会政策にかんする体制的認識の芽をつみとることになりかねない」との批判が行なわれているし、同じくコンツェラの「社会史」的接近による十九世紀前半ドイツ「社会問題」理解に対しては、それが必然的に「パウベリスムス」を近代的工業から分断することによって、もっぱら「パウベリスムス」とその主体との前近代性を帰結することになりうることへの疑念が、提起されている⁽⁴⁾。われわれはこれらの批判論点のもつ深い意味を把握しなおすべきであろう⁽⁵⁾。しかもなおそのうえで、ゲゼルシャフツポリティーク論の台頭が提起している現代社会政策状況の問題性と、「社会史」的分析視角による諸成果とを、批判的に継受しなければなるまい。

(1) 川本和良「三月前期のプロイセンにおける『社会問題』と社会政策および中間層政策の展開」、『立命館経済学』、第二六巻第五号、一九七七年一月、以降(未完)、の同上号、一三三ページ。

(2) わが国ではOECD社会労働局の「総合社会政策」(Integrated Social Policy)にかんするプロジェクトにリンクした、政府サイドの社会学的・社会工学的・近代経済学的手法による「総合社会政策」論(その一集約として、経済企画庁国民生活政策課編『総合社会政策を求めて——福祉社会への論理——』〔総合社会政策基本問題研究会報告〕、一九七七年、大蔵省印刷局、を参照)が、社会政策学界の基本動向とは別箇に先行しており、これに対する後者の一対応は、「総合社会政策と労働福祉」を共通論題とした社会政策学会第六三回研究大会(一九八一年一月七・八日、広島大学)である。なお、現代「危機管理」論による、「新自由主義」および「ネオ・コーポラリズム」へのやや性急な批判として、二宮厚美「台頭しだした『新保守主義の戦略』批判」、『経済』、第一九六号、一九八〇年八月、同「現代コーポラリズムと官僚機構——イギリスの議論を中心に——」、同上誌、第一九八号、西ドイツ・カトリック社会保障改革論と歴史認識

西ドイツ・カトリック社会保障改革論と歴史認識

一九八〇年一〇月、を参照。

(3) 前掲太陽寺論文「西ドイツ社会保障論の展開」、二五四ページ。

(4) 良知力「一八四八年にとってプロレタリアートとは何か」、「思想」、第六四五号、一九七八年三月(同『向う岸からの世界史』——一つの四八年革命史論——、一九七八年、未来社、所収)、および前掲拙評を参照。

(5) ゲゼルシャフツポリティーク論と「社会史」的認識方法との同時代的台頭は、東ドイツとの政治的イデオロギー的対立関係のなかでの西ドイツのアイデンティティ形成と無縁ではないと思われる。この点、「社会史」的方法の現段階について、前掲山本論文を参照。

四 ドイツ・カトリック社会政策思想史への展望——結びにかえて

西ドイツにおけるカトリック社会政策論は、一面で、既述のように現代社会の「変貌」認識にもとづく「社会的構造政策」論として、ゲゼルシャフツポリティーク論の一翼を担っていると考えられるが、同時に他面では、その「社会的構造政策」論の根幹をなすカトリック社会秩序論、とりわけ「自己責任」と「公益」、「連帯性」と「補助性」、の諸原理の、思想的形成過程を背後に包蔵している。ヘフナーやシュテグマンにみられるように現代カトリック社会政策論にも吸収された、西ドイツにおける「社会史」分析の諸成果は、そこに上述のような基本的歴史認識上の重大な問題性を漏出せしめながらも、近代ドイツ社会経済思想史全般に付着する特殊ドイツ的個性ないし後進的歪みの描出に対してと同様に、近代ドイツ・カトリック社会政策思想史の系譜の諸相の解明に対しても、一定の有効な問題提起的素材を提供するであろう。最後にその一端を展望しておきたい。

西ドイツの「社会史」研究が示唆する、十九世紀前半の「社会問題」には生まれた特殊ドイツ的構造連関は、同時代人をして、一方でイギリス、フランスにおける先進的「社会問題」たる工場労働者問題への絶え間ない先取りの考察を不可避ならしめると同時に、他方では、その先取りとは裏はらなドイツの現実のなかで一種の自己分裂的狀況に立たしめたと思われる。たとえばバイエルンの鉱山技師フランツ・クサーヴァー・フォン・バーダー (Franz Xaver von Bader, 1765-1841) は、十八世紀末のイギリス体験にもとづいて、十九世紀初頭に、領邦経済保全論としての一種の国民主義的経済論によって、ドイツにおけるアダム・スミス批判の先駆をなし、その後資本制経済の機構分析への胚芽をさえ示しながら、基本的にはドイツの現実を反映して、固有の市民革命への展望を欠く「保守主義」のなかに自覚的に身を置くことによって、一八三〇年代に、よるべない新社会層としての「プロレテール Proletairs」の、「市民」的社会への「編入」(Einbürgerung)を問題とせざるをえなかった。ここに後進国に特徴的な、上からの「編入」政策ないし、ひろく社会統合化政策思想として、ドイツ社会政策思想の一つの原初形態が生まれることになる。しかもその「編入」が、啓蒙絶対君主と並んでカトリック聖職者の手にゆだねられたかぎり、バーダーの思想は、結局思想的にはうしろ向きの職分社会秩序再建の方向に収斂することになった。⁽¹⁾あるいはバーデン「初期自由主義 Frühliberalismus」をロテックらとともに担ったカトリック下院議員フランツ・ヨーゼフ・ブス (Franz Joseph Bus, 1803-1878) のはあいには、バーダーと同様に先進諸国の工場労働者問題に触発され、プロイセン工場法(一八三九年)に先立って一八三七年に包括的国家社会政策立法の必要を論じていたにもかかわらず、その立法提案が三月前期西南ドイツの小生産者的「市民社会」論の一産物であったかぎり、この「初期自由主義」の挫折とともに、若きブスの「市民社会」理念と後半生におけるカトリッ

ク理念とがブス自身のなかで分裂する。⁽²⁾

ドイツ・カトリック固有の社会政策思想は、カトリック・ゲルマン的職分共同体社会論として、一八六〇年代末にケッテラーによって展開されることになるが、多数のドイツ・カトリック社会政策思想史研究諸文献の劈頭に通常二人の先駆者として位置を留めているバーダーおよびブスから、ケッテラーまでの距離は大きい。すなわち、まずバーダーが問題としたものは、基本的には十九世紀前半の、身分社会から近代社会への社会史的変動に伴う過渡期の流民としての「プロレテール」の、社会への「編入」であったが、ケッテラーにとっての問題は、ドイツにおける手工業部門の不断の再生と温存との史的陰影を包蔵しながらも、本質的にはすでに十九世紀後半の労働者問題であった。他方、ブスは、工場労働者問題を早熟的に取り扱い、工場労働者の経済的自立化すなわち「教養と財産」の所有者化を志向することによって、結局かれにとっての問題の核心は、バーデンにおける本格的工業化の開始とともに動揺を余儀なくされた、小生産者の「市民社会」の中核たる手工業者層の保全に帰着する。しかもその保全論が西南ドイツ「初期自由主義」の「市民社会」論にさおさすものであったかぎり、ブスの基本理念は、ケッテラーにおけるゲルマン的職分共同体社会論とは断絶し、むしろたとえば、ブスとともに西南ドイツ「初期自由主義」の一翼を担ったロバート・フォン・モールにおける後年の社会自由主義的「法治国家 Rechtsstaat」構想に、カトリック思想とは無縁に自己の一つの転化形態を見出すであらう。⁽⁴⁾

しかしケッテラー自身におけるカトリック社会政策思想の形成したのも、一挙的に行なわれたものではなかった。ブスを一体現者とする三月前期の小生産者的「初期自由主義」の挫折ののちに出発したケッテラーは、まず、ドイツ三月革命のさなかに、トマス・アクィナスのカトリック所有権論の再興（この点では、バーダーがケッテ

ラーに先行した)によって私有財産権を承認し、これの濫用(自由主義)とこれの廢絶(共產主義)との両面の敵への闘争を宣言する。次に、六〇年代前半には、ラッサール(Ferdinand Lassalle, 1825-1864)の「賃金鉄則」および「労働者生産組合 Produktivassoziation」の主張に心酔し、六〇年代末にいたってようやく最後に、労働者の「団結」の擁護と労働者保護立法の主張を展開するにいたる。⁽⁵⁾その過程は、十九世紀ドイツ・カトリック社会運動史における、「魂の改革」すなわちカリタスから国家社会政策への推転プロセスを示すものであったが、ケッターにおける社会政策思想の完成形態は、カトリック職分社会秩序論に、古ゲルマン的「自治」および「公生活への参加」の理念が接合され融合したものであって、労働者の「団結権」擁護論も、身分制的・職能団体的社会秩序論の近代的一表現にほかならない。だからこそ、ケッターと親交のあった若きルーヨ・ブレンターノ(Lujo Brentano, 1844-1931)は、後年、ケッターは雇主と同等の権利を実現しようとする労働者の志向とは相容れない、まったく家父長的見解をもっていたのに、自分は当時はそのことにまだ気づかなかった、と述懐したのであった。⁽⁷⁾

ケッターにとっては、労働者保護立法の要請は、労働者の自助のための最低限の確保を意味し、国家権力の濫用の忌避と各種職能団体の「自治」の保障の要求にこそ、ケッターの社会政策思想の一つの核心が存在したと思われる。⁽⁸⁾この思想は、私有財産権の承認とともに、その後ドイツ・カトリック社会政策思想の地下水脈を形成し、一八九一年の教皇レオ十三世の社会回勅 *Rerum novarum* を経て、ピウス十一世の前掲回勅において、「連帯性」と「補助性」との二つの原理に集約されるとともに、⁽⁹⁾そこでは、「職能団体的秩序の再建が社会政策の目的であらねばならない」、と規定されるにいたった。そしてその意味では、バーダーにおける職分社会秩序

再建論が、そのロマン性と反動性ともかかわらず、カトリック社会政策思想史のうえで再評価されることになる。⁽¹⁰⁾しかし同時に、「市民」的社會への「プロレテール」の「編入」という、バーダーがいちはやくみぬいた時代の問題は、社会統合化政策思想の一原型を生み出しつつ、当面、三月革命前夜にたとえばロレンツ・フォン・シュタインやヴィクトール・エメ・フーバー (Victor Aimé Huber, 1800-1869) によっても引き継がれもしたのであって、前者の「社会的王政」論も、後者の福音主義的協同組合構想も、ともにイギリス、フランスの労働者問題を他山の石として、有産者と無産者との対立の克服を社会改良に求めた「社会保守主義 Sozialkonservativismus」の表出例であったとすれば、⁽¹¹⁾カトリック社会政策論の源泉としてのバーダーの社会改革思想も、このドイツ「社会保守主義」の広範な諸潮流のなかに独自の位置をしめていたことにもなるのではあるまいか。

(1) 前掲拙稿「バーダーの〈プロレテール〉観」、および同「バーダーの〈国内循環〉論——十九世紀初頭ドイツ経済思想の一局面——」、前掲『成城大学経済学部創立三十周年記念論文集』、所収、を参照。

(2) 拙稿「バーデン初期自由主義とフランツ・ヨーゼフ・プス」、『成城大学経済研究』、第七五号、一九八一年一〇月、を参照。

(3) ドイツにおける手工業の固有の伝統については、たとえば、清成忠男「ドイツにおける手工業概念について——中小企業問題国際比較研究の二前提——」、『経済志林』、第三七卷第二号、一九六九年四月、を参照。ケッテラーが一八六四年に当面論じたものも「工場労働者をよくも広義の「手工業労働者大衆」の問題であった」(vgl. z. B. W. E. v. Ketteler, Die Arbeiterfrage und das Christenthum, 2. Aufl., Mainz 1864, S. 136ff., 171ff.; ders., in: Wilhelm Emmanuel von Kettelers Schriften, hrsg. von J. Mumbauer, 3 Bde., Kempten u. München 1911, Bd. 3, S. 123f.; ders., Sämtliche Werke und Briefe, Abt. I, Bd. 1, a. a. O., S. 448f., 474ff. など) を参照。

カトリック社会運動におけるアドルフ・ヨルゲンツ (Adolf Kolping, 1813-1865) の手工業「職人組合 *Gesellenverein*」については、多数の文献のなかから、たとえば次を参照。A. Kolping, *Der Gesellenverein und seine Aufgabe*, hrsg. von J. Nattermann, Köln 1921; T. Brauer, *Adolf Kolping, Freiburg 1923*.

- (4) Vgl. R. v. Mohl, *Die Polizei-Wissenschaft nach den Grundsätzen des Rechtsstaates*, (1. Aufl., 1832-1833) 3. vielfach veränderte Aufl., 3 Bde., Tübingen 1866, insb. Bd. 1; ders., *Social-Politik*, in: ders., *Staatsrecht, Völkerrecht und Politik*, 3 Bde., Tübingen 1860-1869, Bd. 3, 1869, S. 473-658. Vgl. auch E. Pankoke, a. a. O., S. 184ff.

- (5) 拙稿「ラッサールとケッテラー——十九世紀ドイツ・カトリック社会経済思想史の一側面——」、『成城大学経済研究』、第五五・五六合併号、一九七六年二月、および「ケッテラー社会経済理論における『自治』と国家」、『同上誌』、第五七号、一九七七年三月、を参照。

- (6) このような位置づけは、多数のケッテラー研究文献に認められる。ここでは、前掲『ケッテラー全集』第一部第一巻に付したイザローの序文中の、次の一節のみを引用しておこう。——「かれ「ケッテラー」はドイツの社会的カトリチスムスに、たんなるカリタス救護、あるいはまたロマン主義的な資本主義批判にとらわれた体制変革的な社会改革から、国家立法の助けによる個別的諸方策に向けられた社会政策への道を、さし示した。近代資本主義経済社会秩序を原則的に受け入れるについては、賃金に依存する人をそのネガティブな諸作用から守り、かれにこの経済制度の成果へのしかるべき分け前を保証することが、重要であった。」(E. Iserloh, *Vorwort*, in: W. E. v. Ketteler, *Sämtliche Werke und Briefe*, a. a. O., Abt. I, Bd. 1, Mainz 1977, S. IX.) 以上の文脈を内包しつつ十九世紀ドイツ・カトリック社会改革思想史を主としてN・モンツェルにしたがって整理すれば、次のようになる。モンツェルは、十九世紀のカトリック社会改革家たちの「脱プロレタリア化 *Entproletarisierung*」をめぐす

西ドイツ・カトリック社会保障改革論と歴史認識

そのまゝの提案を、三種に分類している。すなわち、第一群は、農業・手工業社会への回帰をめざすものであり、Adam Müller (1779-1829) とバンダーとがこれに属する。しかしこれらのロマン主義的な社会批判は、「社会的に反響をよばなかった。」第二群は、「労働者生産協同組合 Produktivgenossenschaften の導入による、資本と労働との分離の止揚」を志向し、「ネッテラー、Karl von Vogelsang (1818-1890)」「Franz Hitze (1851-1921)」をその代弁者とする。しかしこの主張は、「結局、自助を強調し」、「労働者生産組合のための資金調達の困難に直面する。そこで「国家援助の可能性」を考慮せざるをえなくなり、第三群として、資本制社会の枠内での国家社会政策を求める方向があらわれた。このグループには、右の第二群に属する三者のほかは、その先行者としてブスが、またのまには Georg von Hertling (1843-1919, 一九〇九年中央党々首、一九一七年帝国宰相) が、よくまれの国家社会政策の要請は、教皇レオ十三世の回勅 Rerum novarum (一八九一年) で定式化されることとなる。Vgl. N. Monzel, Die katholische Kirche in der Sozialgeschichte, Von den Anfängen bis zur Gegenwart, Hrsg. von T. Herweg u. K. H. Gremer, München 1980, insb. S. 234f. Vgl. auch J. Höffner, Soziale Frage, S. 164ff, 175ff.; F. J. Stegmann, a. a. O., S. 16ff.

(7) Vgl. L. Brentano, Mein Leben im Kampf um die soziale Entwicklung Deutschlands, Jena 1931, S. 48 Anm. 1.

(8) 前掲拙稿「ネッテラー社会経済理論をめぐる『自派』と『国家』をめぐりたることばを参照。C. Bauer, Ketteler, in: StL, Bd. 4, 1959, Sp. 953-957; J. Höffner, Gesellschaftslehre, S. 50f. (前掲拙稿 四十一-四十三ページ)。

(9) Quadragesimo anno, a. a. O., S. 121 (拙稿註釋 一五一ページ)。

(10) Vgl. z. B. F. J. Stegmann, a. a. O., S. 25ff, 188ff.; E. Alexander, Church and Society in Germany, Social and Political Movements and Ideas in German and Austrian Catholicism 1789-1950, in: Church and

Society, Catholic Social and Political Thought and Movements 1789-1950, ed. by J. N. Moody, New York, 1953, pp. 324-583, pp. 393-406.

- (11) Vgl. J. H. Schoeps, Konservatismus, in: der., J. H. Knoll u. C.-E. Bartsch, Konservatismus, Liberalismus, Sozialismus, Einführung/Texte/Bibliographie, München 1981, S. 11-86, insb. S. 26ff. など(1) において「社会保守主義」は、たとえば三月前期西南ドイツ「初期自由主義」の小市民的「市民社会」論じたいに
はられた「社会保守主義」とは、文脈を異にするであろう。この点の検討は別の機会にゆずり、ここでは三月前
期ドイツにおける、産業ブルジョアジーの未成熟と各種社会改良思想の早熟的発酵局面との相互連関の問題性に、
留意しておきたい。